

吉崎市農業委員会定例会（令和8年6月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年6月24日（水） 午後1時30分
  2. 開催場所 吉崎市役所 石田庁舎 第4会議室
  3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 17名
  4. 欠席委員 …… 委員
  5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局次長 …… 主任主事 ……
  6. 議事日程
    - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
    - 第2. 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第28号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について
    - 議案第29号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について
  7. その他  
次回の定例会の日程について 令和8年7月24日（金）午前9時00分～
- 

開 会 （ 午後1：30 ）

- 事務局 皆さんこんにちは。  
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年6月の農業委員会の総会を開会致します。  
本日は、…委員から欠席の届け出がでております。本日の出席委員は19人中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。それでは、総会日程2の「会長挨拶」を…会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 会 長 皆さん、こんにちは。  
ようやく雨が降り、農作物もかなり乾燥している状況でしたが、当面は水不足の心配はないだろうと思っております。  
まだ雨は続きますし、台風も発生する時期になりますが、そのような条件に負けず頑張っていたきたいと思っております。

私は6月1日に、県農業会議とともに東京へ出張し、国会議員の皆様  
に要望活動を行ってまいりました。

要望内容は、地域計画の推進、農地バンクの活用、そして中東情勢の  
悪化に伴う生産資材価格の高騰対策などについてです。

私は・・・政務官へ要望を行いました。その中で、現在、石油化学製  
品の原料であるナフサの流通に一部滞りが生じており、状況はかなり  
厳しいとの説明がありました。しかし、その内容は去年の米不足の際  
と同様に、どこかで流通が滞っているような状況であるとのことでした。

そのため、そのような状況を防ぐためにも、皆さんが異変を感じられ  
た場合は、業者を通じて早めに情報提供していただければ対応する  
との説明がありました。

また、2、3日前から中東情勢については停戦に向かう動きも見られ  
ております。しかし、戦闘が終結したとしても、石油製品の流通がす  
ぐに改善するわけではなく、目立った変化は当面期待できないと思わ  
れます。

改善にはまだ時間がかかるとは思いますが、徐々に以前の状況に戻っ  
ていけばよいと考えております。

生産資材の高騰は、皆さんの営農に直結する深刻な課題です。大変な  
状況ではありますが、先を見据えて頑張っていたいただきたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶は以上といたします。

本日はこの後、タブレットの講習会と利用状況調査に関する説明会を  
予定しております。少し時間をいただきますが、よろしくお願いいたします。

また、本日のタブレット講習会には、長崎県農業会議から・・・様と・・・  
様にお越しいただいております。

本日だけの講習ではありますが、ぜひタブレットの操作を習得してい  
ただき、利用状況調査に役立てていただければと思っております。

最後までどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「吉岐  
市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長  
より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

事務局

はい、1頁をお願いします。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおり提出がされたので、審議のうえ決定の要がある。

25番 土地の所在

郷ノ浦町新田触 字山ノ神<sup>あざやまのかみ</sup>・・・番 地目 畑 面積 1,508㎡

譲渡人 .....

譲受人 .....

経営地面積は畑が4,753㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業経営を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は果樹、蜜源です。

農機具は、軽トラック、トラクター、管理機、モア、運搬車、カッター、刈払機を所有してあります。

農作業歴は本人20年、夫20年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、果樹、蜜源の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員

はい。

議長

はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員

はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、6月18日に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは島外在住で農地の耕作ができないということで譲受人であ

る・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・・委員 特に意味はありませんが、参考までにお聞かせいただければと思います。この売買価格は、どのくらいになるのでしょうか。

事務局 土地の売買単価については、先月お配りした資料がありますので、その地区の単価を参考にご確認いただければと思います。

会 長 よろしいですか。

先月お配りした資料を参考にさせていただき、ご確認をお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、ご異議がないようですので、議案第26号25番は決定します。続きまして、26番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願いします。

26番 土地の所在

勝本町仲触 <sup>あざみなみ</sup> 字南・・・番・地目 畑 面積 246㎡

譲渡人・・・・・・・・・・

譲受人・・・・・・・・・・

経営地面積は田が5,034㎡、畑が4,621㎡の計9,655㎡です。

申請理由

譲渡人 生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜です。

農機具は、刈払機、トラクター、軽自動車、バインダーを所有してあります。

農作業歴は本人15年、母50年、子5年です。

通作距離については、15km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当・・・です。

事務局の説明の通り、6月18日に確認を致しました。

父所有の農地を、お子さんへの生前贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第26号26番は決定します。続きまして、27番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

27番 土地の所在

勝本町百合畑触 <sup>あざしとぎだ</sup> 字 桑田 ・・・番・ 地目 畑 面積 3,128㎡

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

経営地面積は田、畑ともにありません。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため贈与する。

譲受人 受贈し農業経営を開始する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は果物、野菜です。

農機具は、軽トラック、耕運機を所有しております。

農作業歴は本人15年、父60年、母15年、夫15年です。

通作距離については、車で10分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、果物、野菜の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、6月18日に本人に確認を致しました。

譲渡人である・・・さんは島外在住で農地の耕作ができないため譲受人である・・・さんへ贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第26号27番は決定します。

続きまして、28番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

28番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触 あざさいごもり 字西籠・・・番・地目 畑 面積 2,030㎡

譲渡人 .....

譲受人 .....

経営地面積は田が29,977㎡、畑が12,953㎡の計42,930㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないため贈与する。

譲受人 受贈し経営規模を拡大する。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、米麦乾燥機、ロールベアラーを所有してあります。

構成員は、常時雇用者4名で農作業に従事しております。

通作距離については、車で10分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月18日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、6月18日に従業員さんに確認を致しました。

譲渡人の・・・さんが高齢で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・・さんが当該農地を譲り受けて、農業経営規模を拡大するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第26号28番は決定します。

続きまして、29番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

29番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触 <sup>あざごうのこう</sup> 字郷ノ川 . . . 番 地目 畑 面積 317㎡

譲渡人 . . . . .

譲受人 . . . . .

経営地面積は田が10,893㎡、畑が36,469㎡の計47,362㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況はオリーブの作付けです。

農機具は、パワーショベル、乗用草刈機、運搬車、耕運機を所有してあります。

構成員は、常時雇用者と合わせて6名、臨時雇用者が4名で農作業に従事しております。通作距離については、3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月17日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月17日に・・の従業員さんに確認を致しました。譲渡人の・・さんは島外在住で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・さんに売却するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第26号29番は決定します。続きまして、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本議案につきましては、・・・委員が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、・・・委員の退席をお願いいたします。

(退席後)

・・・委員が退席されましたので、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、4頁お願いします。

議案第27号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 <sup>あざたかの</sup>字高野 ……番・ 地目 畑 面積 229㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ……

譲受人 ……

申請理由

申請地を宅地として利用するため申請します。

権利の設定内容は、贈与です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。位置図、写真、配置図は、5頁から8頁です。

令和8年6月18日に・・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

事務局

担当の・・・委員が本日欠席のため、事務局から報告いたします。

6月18日に・・・委員と現地確認を行いました。

・・・さんは、当該農地を譲り受け、住宅を建築する計画です。

また、合併浄化槽を設置する予定であり、周辺農地への影響はないと考えます。

皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・委員 異議はございませんが、6頁と7頁の図面について説明をお願いします。

事務局 まず、6頁ですが、青枠で囲まれている部分が建物の敷地です。新たに住宅を建築する予定地になります。  
次に7頁ですが、隣接する農地については、建物を建てる場所と接近しているため、約4mの平坦面を設けます。  
その後、勾配1割5分で切土を行います。さらに、段切りによる約1mの平坦面を設け、その上を再び勾配1割5分で上がる計画となっています。  
そのため、一番下の境界部分から合わせると約4mの平坦面があり、その後に段切りを設けるため、全体で約11m程度農地側に食い込む形の計画となっています。以上です。

・・委員 ここは・・さんの土地ですよね。削る部分は、その土地ということですか。それでは、前の青い部分は、畑ではないのですか

事務局 青色の部分は元々宅地です。  
宅地には以前住宅が建っていましたが、現在は解体された状態です。先ほど・・さんの土地と申し上げましたが、これは5条転用案件です。現在はまだ名義変更されておらず、今回の転用許可後に名義が変更される予定です。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第27号6番は決定します。  
・・委員の入室を認めます。  
続きまして、7番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁お願いします。

7番 土地の所在

石田町筒城仲触 あざおおひら 字大平 ・・・番・ 地目 畑 面積 497㎡

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・

譲受人 . . . . .

申請理由

申請地を宅地として利用するため申請します。

権利の設定内容は、贈与です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、9頁から11頁です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・委員 はい。

議長 はい、番 委員。

・委員 はい。担当の です。

・さんは、当該農地を譲り受け、住宅を建築する計画です。また、合併浄化槽を設置する予定であり、周辺農地への影響はないと考えます。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第27号7番は決定します。

続きまして議案第28号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」と議案第29号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第28号及び議案第29号について、一括して説明いたします。12頁をお願いします。

議案第28号「農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求

めるものです。13頁から16頁をご覧ください。

令和8年6月分の計画は一覧表のとおりであります。

内容につきましては、賃貸借権設定が37筆、40,531㎡、使用貸借権設定が39筆、43,513㎡、合計76筆、84,044㎡となっております。

続きまして、17頁をお願いします。

議案第29号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。

18頁から21頁の計画につきましては、一覧表のとおりであり、内容は議案第28号で説明したとおりであります。

なお、本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に定める要件を満たしております。

また、議案第28号の公告と議案第29号の計画決定は同時施行となります。以上で説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、異議がないようでありますので、議案第28号と議案第29号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 それでは、事務局から報告いたします。

先月、2点ほど質問がありましたので、まず1点目の・・・委員からの質問についてお答えいたします。

質問内容は、地区内で耕作していた方が亡くなり、後継者や引受け手がない農地があること、相続人も相続放棄を検討している状況であること、その一方で当該農地を購入したいという希望者がいることから、このような場合に売買を進めるためにはどのような手続きがあるのかというものでした。

まず、相続放棄について説明いたします。

相続放棄とは、亡くなった方の財産や借金などの権利義務を一切引き継がないための制度です。相続放棄をすると、法律上は最初から相続

人ではなかったものとして扱われます。

したがって、農地や宅地、預貯金などの財産だけでなく、借金などの負債も引き継ぎません。

ただし、農地だけを放棄して預金だけを相続するといったことはできません。相続放棄は全ての財産について行うものであり、一部だけを選んで放棄することはできません。

また、最も重要なのが「3か月ルール」です。

相続放棄には期限があり、原則として、自分が相続人になったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所へ申述しなければなりません。例えば、父親が亡くなったことを知った日や、先順位の相続人が相続放棄をしたことにより、自分が相続人になったことを知った日から3か月以内となります。

なお、財産や借金の調査に時間を要する場合は、家庭裁判所へ申立てを行うことで期限を延長できる場合があります。

続いて、所有者不明土地管理命令制度について説明いたします。

この制度は、所有者が分からない土地について、裁判所が管理人を選任し、その土地を適切に管理できるようにする制度です。

持ち主が分からず放置されている土地について、裁判所が代理の管理人を付ける制度と考えていただければよいと思います。

制度の流れを説明いたします。

まず、所有者を十分に調査する必要があります。いきなり所有者不明土地として扱うことはできません。

登記簿、住民票、戸籍、相続関係資料などを確認し、できる限りの調査を行った上で、それでも所有者や相続人の所在が分からない場合に制度の利用を検討することになります。

例えば、電話がつながらなかった、近所の人知らなかったという程度では認められません。行政で例えると、確認できる資料を全て確認したかどうか重要です。

次に、土地の所在地を管轄する地方裁判所へ申立てを行います。

申立てには、登記事項証明書や調査資料などの必要書類を提出します。また、収入印紙や郵便切手のほか、事案によっては管理人の報酬などに充てるための予納金が必要になる場合もあります。

その後、裁判所は一定期間公告を行います。

これは、異議のある方や所有者を知っている方がいれば申し出てくださいと広く知らせる手続きです。

言い換えれば、本当に所有者が現れないかを最終確認する期間と考え

ていただければよいと思います。

この期間が終了し、特に異議がなければ、裁判所が管理人を選任します。管理人には、弁護士や司法書士などの専門家が選任されることが一般的です。

管理人は裁判所の監督のもとで土地の管理を行い、必要に応じて利用調整や売買などの手続きを進めます。

ただし、管理人が自由に売買できるわけではなく、重要な処分を行う場合には裁判所の許可が必要となります。

この制度を利用できるのは、法律上の利害関係人です。

例えば、隣接地の所有者、共有者、公共事業を実施する者、土地の取得を希望する者などが該当します。

農業委員会や農業委員が直接申立てを行うケースは多くありませんが、地域で所有者不明農地が問題となった場合には、このような制度があることを知っておいていただければと思います。以上です。

- ・ ・ 委員 了解です。今の話を簡単に言えば、土地の持ち主が相続放棄をしているような場合には、購入を希望する人が裁判所に申立てを行うということですね。

事務局 先日のお話を聞く限りでは、購入を希望される方が申立人になる可能性があると思います。

- ・ ・ 委員 分かりました。その場合、必要な書類については、法務局などに確認することになるのでしょうか。

事務局 実際には裁判所へ相談しながら進めることになると思いますが、場合によっては管理人の報酬に充てる予納金を最初に納めなければならない可能性もあります。

- ・ ・ 委員 それは仕方ありませんね。

事務局 はい、そのような場合もあります。

- ・ ・ 委員 分かりました。  
まずは壱岐であれば裁判所へ行き、「どのような手続が必要ですか」と相談するところから始めるということですね。

話がなかなか進んでいないようでしたので、まず裁判所へ相談し、必要な手続きを確認するよう伝えたいと思います。

事務局　まずは一度相談されるのがよいと思います。

・・委員　分かりました。そのように伝えます。ありがとうございました。

事務局　続きまして、・・委員からの質問については、農林課の・・課長補佐から説明いたします。

農林課　・・課長補佐

皆さん、こんにちは。農林課の・・です。それでは説明いたします。まず、農業振興地域制度とは、昭和44年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るべき地域を指定し、農地や農業用施設の有効利用と発展を計画的に推進するための基本的な制度です。

チラシの下部に、国・都道府県・市町村の相関図があると思います。

まず、国は農用地等の確保に関する基本指針を策定します。

次に、都道府県は、その基本指針に基づいて農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定します。

さらに、市町村は農業振興地域整備計画を策定し、農地や農業用施設など農業目的に利用する土地を農用地区域として指定します。

次に、農用地区域について説明します。

次のチラシをご覧ください。「農用地区域」というチラシをご覧ください。

農用地区域とは、市町村が、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域です。

農用地区域に設定すべき土地としては、10ha以上の集団的農用地、土地改良事業等の対象地、その他地域の農業振興を図るために必要な土地などがあり、これらを農用地区域に指定することとなっています。農用地区域内の土地については、農業以外の目的に転用する場合、事前に農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

そのため、農地転用は原則として制限されています。

最後に、「農用地区域図」をご覧ください。

令和7年12月末現在、壱岐市では、農業振興地域として12,106.8ha、農用地区域として3,969.2haを指定しています。

この区域図は、石田庁舎周辺の区域を資料として掲載しており、このように農用地区域や農業用施設用地を指定しています。

黄色で示された農用地区域内の土地を農地以外に転用する場合は、先ほど説明したとおり、事前に農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

以上、簡単ではございますが、農業振興地域制度の概要についての説明を終わります。

議 長 よろしいですか。

- ・ ・ 委員 はい。ということは、この指定を受けている農地については、農業委員会に提出される地目変更等の届出についても制限がかかり、いわゆるこの指定を解除しなければ手続きができないという解釈でよろしいのでしょうか。

農林課 ・ ・ 課長補佐  
そうです。

- ・ ・ 委員 はい、分かりました。

事務局 事務局からのその他の件ですが、次回の定例会の日程についてです。  
7月の定例会の日程 令和8年7月24日（金）午前9時00分～  
場所 壱岐市役所 石田庁舎 2階会議室

議 長 他に皆さん方から何かございませんでしょうか。  
それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

【はいの声あり】

大変お疲れ様でした。